

令和5年度最高裁判所総合評価審査委員会（第3回） 議事概要

| | |
|---------------------------|---|
| 開催日及び場所 | 令和5年8月18日（金） 最高裁判所、明海大学、工学院大学、明治学院大学 |
| 委員 | 委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授） |
| 委員からの意見・ 質問及びそれに対する回答等 | 別添のとおり |

議事1 令和4年度下半期工事等の発注状況について

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

令和4年度下半期の不調案件について、その後の経過を説明されたい。

【事務局】

大山町宿舍囲障等改修工事（再度）については、令和5年度上半期に再度公告を行い、契約に至っている。他の案件については、工事名称欄に再度の記載がないことから、再度公告を行っていれば契約できているものと考えている。

【委員】

札幌高地簡裁庁舎階段室等改修工事についても同じ状況と考えてよいか。

【事務局】

ご理解のとおりである。

【委員】

徳島池田簡裁庁舎外部等改修工事（再度）についても同じ状況と考えてよいか。留意点として、仮に未契約の案件であった場合、委員が予定価格を知る必要はないので、予定価格の記載は必要ないものとする。

【事務局】

了解した。なお、徳島池田簡裁の案件については、再々度の公告を実施し、令和4年12月に契約を完了している。

【委員】

契約締結率を示した資料について、高裁名が記載されたものと記載されていないものがあるが、同じ高裁名と考えてよいか。

【事務局】

ご指摘のとおりである。

議事2 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO）の評価結果について
大阪高地簡裁庁舎機械設備改修工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

論点として取り上げた提案内容について、仮に場外にストックヤードを設置した場合、裁判所敷地内への設置の有無とは関係なく有効と判断することになるのか。

【事務局】

ご理解のとおりである。論点の趣旨としては、本工事は更新する空調機の台数が多く、場外にストックヤードを設置することは、計画に則した工事の進捗に資するものとして有効と判断したが、敷地内に設置することについては、契約後に現地裁判所との協議が必要となる点において採否に迷ったものである。ただ、想定される協議内容は、現場事務所の設置に関する協議と同程度の内容と捉え、有効と判断したことの相当性を諮るものである。

【委員】

現場事務所の設置と同程度の協議ということは、ストックヤードとして確保できるスペースはそれほど広いものではないと考えてよいか。

【事務局】

現場事務所や工事関係車両の駐車場については、敷地内の限定されたスペースの中での協議となるが、ストックヤードの確保についても、同様に限定されたスペースでの協議となるものと想定される。

【委員】

論点として取り上げた提案内容について、ストックヤードを検討することは総合仮設計画として当然のことであり、取り立てて評価すべき提案ではないように思われる。総合仮設計画の中で提示されたエリアを受注者が工夫して利用するだけのことであり、仮設事務所の設置と同様に通常の協議の中で取り扱う内容と考える。仮にこの提案を出さない業者と協議をした場合でも、ストックヤードについては何らかの協議をすることになるのではないかと。機器を搬入した後、すぐに設置するのではなく、一度仮置きをするという方法は、通常の工事管理として想定される範囲の内容と考える。

【委員】

場内へストックヤードを確保する場合、別途発注する工事との競合について危惧するものである。改修工事として必要な仮設スペースの確保については多くの制約があると思われるが、その点をどう整理しているのか説明されたい。

【事務局】

制約はあるものと考えている。敷地内には今回工事対象となる本館や別館以外にも複数の庁舎があり、それらを利用する来庁者や職員の動線について、安全性を確保しつつ工事を進める必要があり、それらを踏まえた仮設計画が必要になると考えている。

【委員】

敷地内のストックヤードについて、屋外だけでなく屋内も含めての提案となるのか。

【事務局】

あくまでも屋外についての提案と捉えている。

【委員】

屋外についての提案となると、雨ざらしのまま仮置きすることになるのか。

【事務局】

屋内用の機器であるため、雨ざらしにすることは考えられない。提案の中では触れていないが、何らかの養生を見込んでいるものと考えている。

【委員】

工場では仮置きスペースが確保できないため、工場の都合によりストックヤードが必要となるという論法ではないのか。

【事務局】

ストックヤードを設置することで、工程に支障なく工事を進めることが可能になる。搬入された機器を計画どおりに所定の場所へ設置できればよいが、搬入時に何らかの制約が生じて建物内部に設置できないとなった場合、敷地内の屋外あるいは敷地外のどこかに仮置きすることで、搬入した機器をわざわざ工場へ送り返すという手戻りをなくすことが可能となる。その後、制約が解消された時点での早急な搬入が可能となり、工程管理上の効果が大きいものと判断した。

【委員】

場外のストックヤードというのは、比較的現場に近いところに確保されるものと考えて良いか。提案内容からは不明だが、例えば製作工場の倉庫内に仮置きする方法も場外に含まれると思われるが、そうすると搬入までの一時的なストックヤードとして必然的に確保されるものという見方も可能であり、加点評価とするのはやや厳しいように思われる。

【事務局】

製作工場の選定は、契約する会社によって異なるため、現時点で特定はできない。ただし、ストックヤードについては、おそらく現場からそれほど遠くない場所に確保するものと想定される。

【委員】

受注者より、工場からダイレクトに搬入したいという意見が出されたとしても、場外あるいは場内のいずれかにストックヤードを確保させることになるのか。

【事務局】

ご理解のとおりである。計画どおりに搬入できない事情が生じた場合、途中のストックヤードに仮置きすることで、その後の工程の調整が容易となるためである。

【委員】

提案内容を見る限り、一般的な対応策ではないかと考える。技術提案として、通常の方法と比較して技術的に優位な点がありませんように思われる。むしろ、この提案を認めることで、業者間のストックヤードの調整に発注者として関与することになり、業務の負担増につながるものが危惧される。また、機器の搬入が困難な事情が生じたものの、場内のストックヤードだけでは不十分となった場合、必ず場外のどこかに確保することが必然となる。その場合、受注者が早急に対応できるのか疑問である。厳しい言い方になるが、この提案は受注者として当然検討すべき内容と考える。

【委員】

この提案の期待される効果について、「建物の用途（裁判所）上、不測の事態に対応できるよう準備して搬入することができる」との記載があるが、この記載についてどのような事態を想定しているのか説明されたい。

【事務局】

裁判の開廷状況によって、一時的に工事の停止を求められるなど、工事の進捗に何らかの影響が生じるような事態が想定される。

【委員】

他の施設の改修工事とは異なる側面があり、ストックヤードを確保することは、裁判所の工事として特に重視される対応策と判断したものと考えてよいか。

【事務局】

小規模な庁舎で更新機器の台数が少ない工事であれば、あえてストックヤードとしてのスペースを確保しなくても、現場事務所付近の限られたスペースを工夫して確保することが考えられるが、今回工事は更新機器の台数が多いため、ストックヤードを確保することは効果が期待できるものと判断した。

【委員】

更新機器の台数が多いということだが、仕様はそれぞれ異なるものなのか、それとも同じ仕様の機器が多いのか説明されたい。

【事務局】

更新する空調機は全部で約50台あるが、それぞれ大きさや仕様は異なっており、大きいものは分割して搬入し現場で組み立てることになる。また、空調機以外にも、熱源機器や冷却塔の更新も予定しており、機器の搬入時のスペースの確保については重要な検討事項と考えている。

【委員】

仕様が異なるということは、仮に空調機を設置しようとしたものの、裁判への影響により中止となったため、代わりに別の場所に設置するという対応はできないということか。

【事務局】

ご理解のとおりである。

【委員】

この提案を論点として取り上げた趣旨からすると、今回述べた意見は理解いただいたものと考えており、今後の判断の参考とされたい。

【委員】

有効とするか標準案とするかの判断は非常に悩ましいところであるが、積極的にストックヤードを確保することについて、ある程度のメリットはあるものと理解した。

【委員】

提示された資料だけで判断するにはやや困難な側面はあるが、裁判所特有の事情を踏まえると、仕様の異なる50台の機器の更新という工事を完成させるにあたり、工事途中で何らかの制約が生じた場合の対応としてストックヤードを準備することによる効果は理解できるところである。また、この提案を採択することで、発注者の責任において提案内容の確実な実施の確認が必須となることから、その両面において、本提案は有効と判断できるものとする。今回の判断により、提案の効果が十分に発揮され、より良い結果に繋が

るよう、工事監理に努めていただきたい。

(議事終了)